



平成18年 5月22日

各 位

東京都中央区銀座三丁目9番11号
サンフロンティア不動産株式会社
代表取締役社長 堀 口 智 顕
(コード番号・8934 JASDAQ)
問い合わせ先
経営企画室長 野 田 茂
TEL: 03-5521-1551

取締役に対するストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、下記のとおり、当社取締役に対するストック・オプションのための報酬等の決定に関する議案を、平成18年6月22日開催予定の当社第7回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 付議する理由

当社は、従前、ストック・オプションについて、株主以外の者に対し特に有利な条件で発行するものとして、当社株主総会の特別決議による承認手続を経て発行しておりました。しかしながら、本年5月1日に施行されました会社法（平成17年法律第86号）においては、ストック・オプションとして発行する新株予約権が取締役の報酬等と位置づけられました。

当社の業績と取締役の受ける利益とを連動させることにより、対象者の利益と株主の利益を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに、優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的とし、取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権に係る報酬等の決定に関する議案を本総会に付議するものであります。

なお、当社取締役以外の者に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行につきましては、会社法の規定に従い、当社取締役会決議により行う予定であります。

2. 議案の内容

(1) スtock・オプションとしての報酬等の内容及び算定方法

当社の取締役の報酬額は、平成17年6月29日開催の第6回定時株主総会において月額1,500万円以内（但し、使用人兼務役員の使用人分給与等は含まない。）とする旨が決議され、今日に至っておりますが、これとは別枠として、当社第8期事業年度中に当社取締役に対してストック・オプションとして発行する下記の内容の新株予約権に係る報酬等について、「報酬等として下記(2)の内容の新株予約権を割り当てることとし、その額の算定方法は、割り当てる新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数（350個以内とする）を乗じた額とする」旨の議案を本総会に付議いたします。

なお、これらの議案において、「新株予約権1個あたりの公正価額」については、企業会計基準委員会が平成17年12月27日に公表しております企業会計基準第8号の「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号の「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に従い、適正に評価するものとします。

現在の取締役は4名であり、本総会に付議する取締役選任議案が原案通り可決された場合、取締役は5名となります。

(2) 新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が株式の分割(株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができる。

新株予約権の行使に際して出資される金銭の額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、以下に定義する1株当たり行使価額に対象株式数を乗じた価額とする。

新株予約権の行使に際して出資される金銭の1株当たりの価額(以下、「行使価額」という。)は、新株予約権割当日の前日から遡って20日間(取引が成立しない日を除く。)のジャスダック証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の割当日の終値を下回らないこととする。なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割(株式無償割当てを含む。)もしくは株式の併合または時価を下回る価額での株式の発行もしくは処分(新株予約権の行使の場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は、合理的な範囲で調整される。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から10年を経過する日までの間で、当社取締役会で定める日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- b. その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の有償での取得は行わない。無償での取得の事由については、当該新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議により定めるところによる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

細目事項

新株予約権に関する細目事項については、当該新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議により定めるところによる。

(注)上記の内容については、平成18年6月22日開催予定の当社第7回定時株主総会において、「取締役に対するストック・オプションのための報酬等の決定の件」が承認されることを条件といたします。

以 上